

既存特定飲食提供施設の受動喫煙対策について

健康増進法が改正され、**2020年4月**から**飲食店は原則屋内禁煙**となります。
 そのため、店内で喫煙させる場合は、喫煙専用室の設置が必要です。
 但し、次の要件に該当する飲食店では経過措置として喫煙可能室を設置することもできます。

既存特定飲食提供施設の要件

※以下のすべてに該当する飲食店

- 2020年4月1日時点で、営業している飲食店（旅客運送事業船舶に所在するものを含む）
- 個人経営または資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち次にあげるものを除く
 - *大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社）
 - ア 一つの大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
 - イ 大規模会社が発行済株式又出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社（アにあげるものを除く）

喫煙可能室の管理権原者の責務

※違反した場合は罰則があります

- 喫煙可能室におけるタバコの煙の流出を防ぐための技術的基準
 - ア 喫煙可能室の出入口で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上（概ね3月以内毎に気流の測定を実施、記録することが望ましい。）
 - イ 煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること。
 - ウ タバコの煙が屋外に排気されていること。
- ※店舗全体を喫煙可能とする場合は、壁・天井等によって区画されていること。
- 喫煙可能室等の出入口及び飲食店の出入口に標識を掲示すること。（なお、喫煙可能室を廃止する場合は、標識を除去すること。）
- 20歳未満は立入禁止（従業員を含む）
- 既存特定飲食提供施設の要件かかる書類の保存
 - ア 客席部分の床面積がわかる書類（店舗図面）
 - イ 会社の場合は、資本金・出資金の総額がわかる書類（登記、企業パンフレット等）
- 広告・宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設であることを明示すること。

喫煙可能室設置施設の届出

次の場合は、保健所への届出が必要です。

届出書は、保健所へ持参いただくか郵送による提出も可能です。事前にお問い合わせください。

- (1) 喫煙可能室を設置した場合（附則様式第1号）
- (2) 管理権原者の氏名や住所の変更など届出事項に変更がある場合（附則様式第1号の2）
- (3) 喫煙可能室を撤廃、または飲食店を廃止した場合（附則様式第1号の3）